

平成23年度県立病院事業経営評価委員会 次第

日時 平成23年8月3日(水) 13:00~14:30
場所 自治会館3階 303会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 挨拶

4 議 題

(1) 県立病院改革プランの取組状況について

①各県立病院の在り方について

②各県立病院の行動計画について

③収支計画について

(2) その他

5 閉 会

配付資料

資料1 「福島県県立病院改革プラン取組状況報告書(概要版)」

資料2 「福島県県立病院改革プラン取組状況報告書」

資料3 「県立病院改革プランの自己評価に関する助言について」
(県立病院事業経営評価委員会 平成22年9月1日)

県立病院事業経営評価委員会委員名簿

(* 五十音順)

No	区分	所属等	役職	氏名	出欠
1	委員	株式会社ライフデザイン研究所	代表取締役研究所長	阿部眞一郎	
2	委員	社団法人会津若松医師会	会長	加藤道義	
3	委員	社団法人福島県看護協会	会長	高橋京子	
4	委員長	福島県立医科大学	副理事長	竹之下誠一	
5	委員	帝京大学医療技術学部看護学科	教授	竹谷美穂	欠
6	委員	三島町	町長	二瓶隆司	
7	委員	社会福祉法人南会津会 南会津町館岩在宅介護支援センター	主任福祉援助員兼管理者 介護支援専門員	芳賀千恵	

1 委員数 7名

2 任期 平成22年7月1日から平成24年3月31日まで

県立病院事業経営評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「福島県県立病院改革プラン（平成21年5月22日行財政改革推進本部県立病院改革部会報告）」の取組状況の点検・見直しや今後の病院経営のあり方についての検討等を行うため、経営状況分析の専門家、学識経験者、医療関係者等で構成する「県立病院事業経営評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、意見・提言を行う。

- (1) 「福島県県立病院改革プラン」の進捗状況等に関すること
- (2) 毎年度の経営方針の進捗状況等に関すること
- (3) 今後の病院経営のあり方に関すること

(構成)

第3条 委員会の委員は、8名以内とし、経営状況分析の専門家、学識経験者、医療関係者等の中から病院事業管理者が選任する。

2 委員の任期は平成24年3月31日までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、病院事業管理者が指名するものとする。

3 委員会は必要に応じ、委員長が召集する。

4 委員長は委員会を代表し、委員会の進行をつかさどる。

5 委員長に事故等あるときは、委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要に応じて専門的助言及び意見を得るため、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院局（病院経営改革課）において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。